## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書

	/ · 収	、 マ受印 、																			【1.	/2]
令和	<b>l</b> 年	<del>·</del> 月	日	申	住が、	又 に 人 の 店 る 事	場 合 又 事. 務	所 ) は	(〒 <b>7</b> ❷(法人 <b>広島</b>	の場合	のみ公	表される		-27-9		番号	082	<u> </u>	- 87	'3		11 )
				請	納	リ カ 税	<i>i</i> + )	地	(〒 7 広島	-	-		÷1-26-	-27-9	(電話	番号	082	! -	- 87	<b>'</b> 3	– 19 <sup>-</sup>	11 )
				г	氏 名	又に		称	‡シモト 窓 岸本													
	広島北	税務	署長殿	者	(法) 代表	人 の 者	氏	)名														
公表 1 2 な	されま 申請者 法人( お、上	す。 の氏名 人格の 記1及	又は名: ない社 び2の	称 団等る ほか、	法 事項 ( <b>②</b> を登表 で ( <b>③</b>	) 印欄 ) に ラ ラ 及 で	)は、 うってに ド登録 <sup>左</sup>	ま、 拝月	本店ス 日が2	ては主 公表 さ	たるれま	事務原	折の所	在地								 -ジで
(	平成2 ※ 当	8年法律 i該申請	津第15 青書は、	号) 、所 <sup>:</sup>	求書発 第 5 条 得税法 日以前 l	の規5 等の-	さによ 一部を	るこ	改正後 Eする	後の消 法律	当費利	总法第	957条	· の 2	第 2	項の	規定	1C .	より	申請	しまっ	す。
					期間の第和5年							場合	は令和	10 5 年	三6月	30 ⊨	1) ま	でり	ここ	の申	請書る	を提出
事	業	者	区	分	※ 次身	医「登録	を提出す	)確認	Z 課 図 欄:	:税事 を記載	: 業者 iして	くださ	: V ) ; ;	きた、	免税等	免和事業者	脱事訓に該当	業者 <sup>áする</sup>	る場合			
判定に合いています。	により 令和 5 申請書 ったこ	月31日 課税事業 年6月3 を提出つそ とは、その	業者とた 0月)ま ることだ を困難た	ょる場 きででき よ事情																		
税	理	士	署	名	税理:		長谷	F)   <del>2</del>	会計						(電話	番号	082	<u> </u>	- 27	72	_ 580	68 )
<b>※</b> 税 務	整理番号				部門 番号		申請	青 年	三月日			年	月	F		信	年	J		目	確認	
伤署処理	入力	処 理		年	月	日	番号 確認				身元 確認			確認書類		番号カ <sup>、</sup> 他( 	- F∕i	<b>通知力</b>	- k·	運転免	許証 ) 	
欄	登 録	番号	T																			

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
  - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
  - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

インボイス制度

## この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

## 適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

	氏名又は名称 岸本 亮義									
	該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。									
	免 □ 令和5年10月1日の属する課税期間中に登録を受け、所得税法等の一部を改正する法律 (平成28年法律第15号) 附則第44条第4項の規定の適用を受けようとする事業者 ※ 登録開始日から納税義務の色陰の担定の適用を受けないこととなります。									
事	個 人 番 号									
業	事 生年月日(個     法人       業 人)又は設立     年 月 日	年度至月日								
者	内 年月日(法人) 容	金								
0	等 事 業 内 容	,								
確	□ 消費税課税事業者(選択)届出書を提出し、納税義務の免除の規定の適用を受けないこととなる課税期間の初日から登録を受け 課 税 期 間 の 初 日 ※ 令和5年10月1日から令和6年3月31日 までの間のいずれかの日 はでの間のいずれかの日									
認	ようとする事業者  令和	年 月 日								
登録	□									
要	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ い。									
件の	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。									
確認	- その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して □ はい □ いいえ います。									
参										
考										
事										
項										